

# 令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金

## (新型コロナウイルス緊急対応) 交付要綱

制定 令和2年5月12日 区長決定 要綱第109号  
改正 令和2年6月30日 区長決定 要綱第156号  
改正 令和2年9月30日 区長決定 要綱第192号

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い保育所等が、臨時休園等を行ったことにより、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど仕事を休むことが困難な保護者が認可外の居宅訪問型保育サービス(以下「ベビーシッター事業」という。)をやむを得ず利用した場合、その支出に係る保育料の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 本事業における対象施設は、認可保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園および法第7条第5項に規定する地域型保育事業、認可外保育施設、認証保育所、幼稚園等をいう。
- (2) 認可保育所 法第39条第1項に規定する保育所であって、法第35条第3項の規定による届出または同条第4項に規定する認可により設置されているものをいう。
- (3) 認可外保育施設 認可外保育施設に対する指導監督要綱(昭和57年6月15日56福児母第990号。以下「指導監督要綱」という。)第2条に規定する認可外保育施設(東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日12福子推第1157号)に定める要件を満たし東京都知事が認証した施設を除く。)であって、認可外居宅訪問型保育事業以外のものをいう。
- (4) 認証保育所 東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日12福子推第1175号)に定める要件を満たし、東京都が認証した保育施設をいう。
- (5) 保護者 児童と同一の世帯に属し、保育料を納入する義務を負っている者をいう。
- (6) 保育料 ベビーシッター事業を利用する場合の基本保育料をいう。
- (7) 保育の必要性の認定 保育を必要とする児童の保護者に対して、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第20条第3項

の規定に基づき、区長が当該児童について支援法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を行うことをいう。

(8) 幼稚園等 支援法第7条第10項第2号に規定する幼稚園または同項第3号に規定する特別支援学校をいう。

(助成対象事業)

第3条 この要綱に基づく助成金（以下「助成金」という。）の対象となるベビーシッター事業（以下「助成対象」という。）は、品川区の区域内に所在するベビーシッター事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、届出を行っていること。
- (2) 次の各号のいずれかに該当するベビーシッターを派遣している事業者であること。

ア 東京都または公益社団法人全国保育サービス協会（以下「ACSA」という。）の居宅訪問型保育基礎研修修了者（平成27年度以降に実施したもの）

イ ACSAベビーシッター養成（新任）研修および現任研修修了者

ウ ACSAの認定ベビーシッター資格保有者

エ 子育て支援員研修（地域保育コース）修了者（子育て支援員研修は、東京都が実施するものに限らず対象とする。）

オ 保育士資格所有者

カ 東京都内の地域型の家庭的保育者（東京都が実施する家庭的保育者研修を修了し、区市町村が認定した地域型の家庭的保育者（退職者を含む。）をいう。）

キ 看護師資格保有者

2 前項の規定にかかわらず、区長は、品川区の区域外に所在するベビーシッター事業であっても、助成対象とすることができる。

(助成対象者)

第4条 助成金の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 0歳児から5歳児までの児童の保護者であること。この場合における児童の年齢については、当該年度の初日における満年齢とする。
- (2) 児童および保護者が品川区の住民基本台帳に記録され、現に品川区内に居住していること。
- (3) 保育の必要性の認定を「就労要件」で受けていること。認定を受けていない場合にあっては、別に定める書式により就労している事実を証明することにより助成対象として認める。
- (4) 保護者が医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な場合であって、通園している保育所等の臨時休園等により、やむを得ずベビーシッター事業を利用した場合であること。
- (5) ベビーシッター事業の保育料をベビーシッター運営事業者に支払っており、

滞納していないこと。

(6) 保護者が、東京都が実施する令和2年度新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）による助成券の交付を受けていないこと。

(7) 前各号に規定する事情に関わらず、区長が特に認めた場合であること。

(助成期間)

第5条 助成金の対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(助成金額)

第6条 助成金の金額は、1時間あたり2,250円にベビーシッター事業を利用した時間（児童の保育時間認定区分により上限時間を別表のとおり定める。）を乗じた金額とする。ただし、助成金額が保育料の額（他の助成制度または福利厚生制度の利用により、保育料に係る負担軽減を受けている場合は、減額が適用された保育料の額）を超える場合は、保育料と同額とする。

(助成対象となる利用時間)

第7条 助成金の交付対象となる利用時間については、月曜日から土曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前7時から午後10時までとする。

(助成金の交付申請)

第8条 ベビーシッター事業の利用に係る助成金の交付を受けようとする保護者は、区長に対して、令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金（新型コロナウイルス緊急対応）交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「助成金申請書」という。）を当該年度の3月20日（この日が日曜日、土曜日または国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日とする。）までに提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定に基づき申請を行った保護者（以下「助成金申請者」という。）に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。ただし、保育の必要性の認定を現に受けている場合は、第4号に掲げる書類については、聴取等の手段により内容が確認出来れば、提出は求めないものとする。

(1) 令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金（新型コロナウイルス緊急対応）利用証明書（第2号様式）

(2) 令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金（新型コロナウイルス緊急対応）ベビーシッター要件証明書（第3号様式）

(3) 保育料を支払ったことを証する書類の写し

(4) 令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金（新型コロナウイルス緊急対応）勤務状況証明書（第4号様式）

(5) その他審査に必要な書類

(助成金の交付決定等)

第9条 区長は、前条第1項の規定に基づく助成金の交付申請があった場合は、助成金申請書および関係書類を審査し、助成金を交付することと決定したときは品川区令和2年度ベビーシッター利用支援助成金（新型コロナウイルス緊急対応）交付決定通知書（第5号様式）により、助成金を交付しないことと決定したときは品川区令和2年度ベビーシッター利用支援助成金（新型コロナウイルス緊急対応）不交付決定通知書（第6号様式）により、それぞれ助成金申請者に通知する。

2 助成金の交付は、口座振替により行うものとする。

（調査）

第10条 区長は、必要があると認めるときは、助成金の対象要件について、施設助成金申請者もしくは助成対象施設に報告を求め、または実地に調査をすることができる。

（交付決定の取消し）

第11条 区長は、助成金の交付を受けた保護者（以下「申請者」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条各号に掲げる助成対象の要件を欠いていたと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金（新型コロナウイルス緊急対応）交付決定取消通知書（第7号様式）により当該申請者に、通知するものとする。

（助成金の返還）

第12条 区長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（準用）

第13条 助成金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から適用する。

別表（第6条関係）

児童の保育の必要性の認定区分	助成対象の上限時間
保育標準時間認定	1日あたり11時間（1月あたり220時間）
保育短時間認定	1日あたり8時間（1月あたり160時間）



品川区長あて

**令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金（新型コロナウイルス緊急対応）  
交付申請書兼請求書**

令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金交付（新型コロナウイルス緊急対応）要綱第8条第1項の規定に基づき、ベビーシッター利用支援助成金の交付について、下記のとおり申請し、交付決定に基づき助成金を請求しますので、下記の口座に振り込んでください。

なお、助成金の受給資格に係る審査に当たって、次の事項に同意します。

- (1) 本人および児童が品川区内に居住していることを品川区が住民基本台帳で確認すること。
- (2) 本人および他の保護者の出勤状況について、勤務先担当者に確認すること。
- (3) 通園している保育所等の休園状況について、保育所等の運営事業者を確認すること。
- (4) ベビーシッターの基本保育料の支払状況を品川区が対象事業者を確認すること。

記

**1 助成対象児童（助成対象児童ごとに申請してください。）**

氏名（フリガナ）	生年月日・年齢	事業者名	通常通園している施設名
( )	年 月 日生 歳児 (令和2年4月1日現在)	( 区)	( 区)

**2 申請者（保護者・口座名義人と同一）**

氏名（フリガナ）	続柄	住所・電話番号			
( )	父・母	〒	品川区		
		電話	( )		
金融機関名	支店名	支店コード	種別	口座番号	
銀行 信用金庫 信用組合	支店 出張所		普通 ・ 当座		

**3 通常通園している施設の休園状況について**

休園等期間	休園状況
年 月 日～ 年 月 日	臨時休園・園側からの登園自粛
年 月 日～ 年 月 日	臨時休園・園側からの登園自粛
年 月 日～ 年 月 日	臨時休園・園側からの登園自粛

**4 ベビーシッター事業の利用状況**

利用曜日（○で囲む）	1時間あたりの利用料
月・火・水・木・金・土・日・不定期	円/時間(割増)      円/時間

（その他必要書類）

- ※1 ベビーシッター利用証明書（ベビーシッター事業者が記入）
- ※2 派遣ベビーシッター要件証明書（ベビーシッター事業者が記入）
- ※3 基本保育料を各月で支払っていることを確認できる書類（領収書の写しなど）  
なお、1日単位で領収書が発行されている場合は、利用した全日分の提出が必要になります。
- ※4 （保育の必要性の認定を受けていない場合）勤務状況証明書

品川区長あて

令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金(新型コロナウイルス緊急対応)利用証明書

所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

下記の児童がベビーシッターサービスを利用していることを証明します。

記

1 利用児童

氏名(フリガナ)	生年月日・年齢	住所
( )	年 月 日生 歳児 (令和2年4月1日現在)	品川区
利用開始年月日		
年 月 日		

2 ベビーシッター事業の利用状況

利用曜日(○で囲む)	1時間あたりの利用料
月・火・水・木・金・土・日・不定期	円/時間(割増)      円/時間)
契約している(主な)利用時間	
時 分 ~ 時 分	

※ 家事代行、家庭教師、送迎、延長保育等に係る利用時間は、上記利用時間に含まれません。

3 備考(契約の内容や説明事項があれば以下に記入してください。)

上記の内容について、確認のため、対象事業者に電話等で照会させていただくことがあります。

品川区長あて

令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金(新型コロナウイルス緊急対応)  
ベビーシッター要件証明書

所在地

事業者名

代表者名

印

電話番号

下記の児童のベビーシッターサービスについて、以下の要件を満たしていることを証明します。

記

## 1 利用児童

氏名(フリガナ)	生年月日・年齢	住所
( )	年 月 日生 歳児 (令和2年4月1日現在)	品川区
利用開始年月日		
年 月 日		

## 2 派遣しているベビーシッターの要件について

以下のうち、満たす要件にチェックを入れてください。(複数可)

- 東京都または公益社団法人全国保育サービス協会(以下「ACSA」という。)の居宅訪問型保育基礎研修修了者(平成27年度以降に実施したもの)である。
- ACSAベビーシッター養成(新任)研修および現任研修修了者である。
- ACSAの認定ベビーシッター資格保有者である。
- 子育て支援員研修(地域保育コース)修了者(子育て支援員研修は、東京都が実施するものに限らず対象とする。)である。
- 保育士資格所有者である。
- 東京都内の地域型の家庭的保育者(東京都が実施する家庭的保育者研修を修了し、区市町村が認定した地域型の家庭的保育者(退職者を含む。)をいう。)
- 看護師資格保有者

## 3 要件の確認(必ず資格証や修了証等を確認すること)

要件を確認した方 (氏名)	確認年月日	年 月 日
---------------	-------	-------

上記の内容について、確認のため、対象事業者等に電話等で照会させていただくことがあります。

品川区長あて

令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金（新型コロナウイルス緊急対応）  
勤務状況証明書

本様式は、保育の必要性の認定（認可保育園の入園申込時に必要）を受けていない場合のみ、  
提出が必要になります。

所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記

1 勤務者の氏名等

勤務者氏名（フリガナ）	勤務者住所	業種・職種
（ ）		（業種）
		（職種）

2 勤務状況について

	勤務時間	休憩時間	備考
勤務時間（平日）	時 分～ 時 分	内 時間 分	
勤務時間（土曜）	時 分～ 時 分	内 時間 分	
在宅勤務時	時 分～ 時 分	内 時間 分	
在宅勤務の状況			
産前・産後休暇	令和2年 月 日～令和2年 月 日		
育児休業期間	令和2年 月 日～令和2年 月 日		

※産前・産後休暇中、育児休業期間中は、助成対象となりません。  
※自営の場合、就労していることが分かる書類（開業届、営業許可証、確定申告書の写し）を添付してください。

記載内容について、ご担当者様へ確認のため照会させていただくことがあります。

様

品川区長



令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金  
（新型コロナウイルス緊急対応）交付決定通知書

令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金（新型コロナウイルス緊急対応）について、下記のとおり交付することと決定したので、令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金（新型コロナウイルス緊急対応）交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

- 1 対象児童名
- 2 年齢
- 3 交付決定金額

（内訳）

助成金額	不交付の理由	合計
月分		
月分		
月分		

様

品川区長

印

令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金  
(新型コロナウイルス緊急対応) 不交付決定通知書

先に申請のありました令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金（新型コロナウイルス緊急対応）の交付について審査した結果、令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金（新型コロナウイルス緊急対応）交付要綱第9条の規定に基づき、助成金を交付しないことと決定したので通知します。

- 1 対象児童名
- 2 年齢
- 3 不交付理由

月分	
月分	
月分	

【問い合わせ】 〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所

第 年 月 日 号

様

品川区長



令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金  
(新型コロナウイルス緊急対応) 交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で通知しました令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金(新型コロナウイルス緊急対応)の交付決定を下記のとおり取り消したので、令和2年度品川区ベビーシッター利用支援助成金(新型コロナウイルス緊急対応) 交付要綱第11条第2項に基づき通知します。

この取消しに係る部分について、既に交付されている補助金の返還を下記のとおり命じます。

記

1 取消しの範囲

2 理由

3 返還する金額

4 返還期日 年 月 日